

# 誰もが円滑な移動を確保できるよう区内のバリアフリー整備を一層促進します

## 新宿区移動等円滑化促進方針を策定しました

～全ての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちの実現を図ります～

### ○ 新宿区移動等円滑化促進方針とは

区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、「新宿区移動等円滑化促進方針」を令和3年11月5日に策定しました。

この方針は、区全体において一層のバリアフリー化を図るため、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。

方針に基づいた取組みにより、誰もが円滑な移動を確保できるよう区内全域でのバリアフリー整備を一層促進していきます。



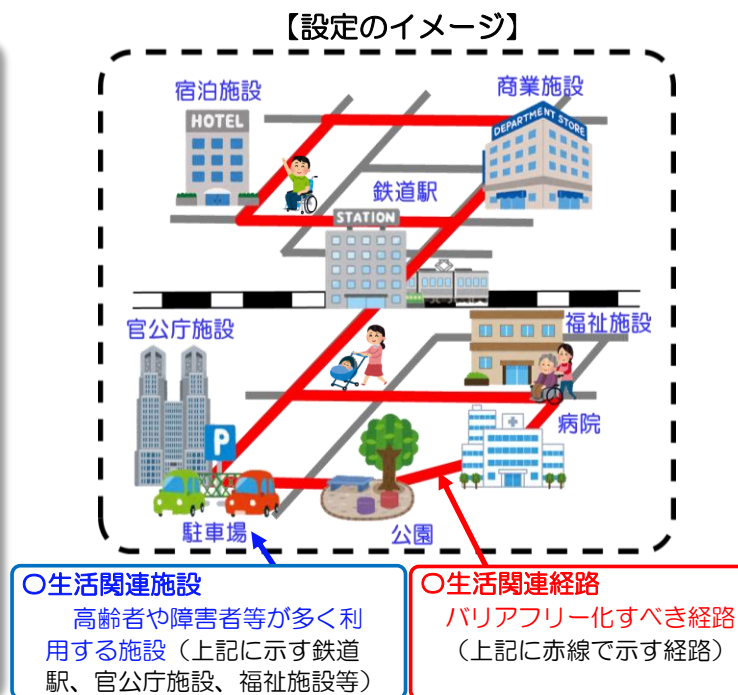
### 【方針に示す主な内容】

#### 1 生活関連施設・生活関連経路の設定

① **高齢者や障害者等が多く利用する施設**  
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「生活関連施設」として設定しました。

② **バリアフリー化すべき経路**  
生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）の中から、高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「生活関連経路」に設定しました。

③ **生活関連経路のバリアフリー化の促進**  
設定した生活関連経路について、施設との連続性や、地域特性を踏まえたバリアフリー化の促進を図ります。



#### 2 バリアフリー化の促進

鉄道駅や道路など、施設ごとのバリアフリー化促進に向けた配慮事項を定めました。また、福祉施設の多い地域や坂道が存するなど、地域特性を踏まえた地域別のバリアフリーの方針を定めました。これらの内容に基づく整備を働きかけることで、区全体の一層のバリアフリー化を図ります。

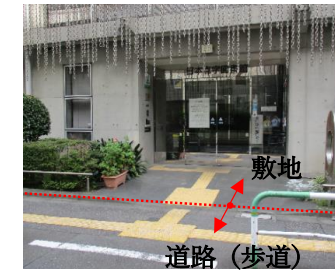
＜働きかけていく整備の例＞



▲鉄道駅のエレベーター整備により、バリアフリールート複数化や最短化を推進します



▲敷地と道路に段差のない一体的な歩行空間の確保を推進します



▲道路と敷地内の施設出入口まで、素材・色などが統一された誘導用ブロックの連続設置を推進します



▲坂道に高齢者等が休憩するためのベンチの設置を推進します

#### 3 こころのバリアフリー等のソフト施策

区民が取り組むこころのバリアフリーや人的支援等の配慮事項について、区民に広く周知し、配慮事項に基づいた行動を働きかけることで、こころのバリアフリーの促進を図ります。

##### 【配慮事項の例】



#### 【方針策定後の進め方】

##### ① 計画的なバリアフリーの道づくり

計画事業「バリアフリーの道づくり」において、本方針に基づき選定する整備路線について、歩道改良や視覚障害者誘導用ブロック設置等のバリアフリー対策を計画的に実施していきます。

誰もが安全・安心して通行しやすい歩行環境を整備

##### ② 方針を広く周知啓発し、バリアフリー化を促進

区内のイベントでの企画展示や広報新宿、区ホームページの掲載など、広く周知啓発していくとともに、鉄道事業者等、関係機関と方針に基づいた整備について、個別協議を実施します。

・方針の周知啓発  
・個別協議

##### ③ 高齢者、障害者等の当事者参加を継続的に実施

方針に基づく整備の実施状況等について定期的に確認し、高齢者、障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、方針に基づいた取組みを一層推進していきます。

当事者参加による意見交換  
方針に基づく整備の実施状況等について確認  
取組の一層の推進